

約款・規定集【新旧対照表】

(下線部変更)

改正後	改正前
約款規定集 総合取引契約に関するご説明 当社が行なう金融商品取引業の内容および方法の概要 当社が行なう金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第 28 条第 4 項の規定に基づく投資運用業であり、<u>投資信託</u>の運用指図等および当社が自ら発行する<u>投資信託</u>の受益権の募集・分配金の再投資等を行ないます。<u>投資信託</u>のお取引は、次の方法により行なわれます。 ○ お取引にあたっては、総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。 ○ お取引の<u>ご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいたうえで、お客様にご購入される投資信託を選択していただくことで、ご注文をお受けいたします。</u> ○ お取引が成立した場合には、「取引報告書」をお客様に交付いたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。 ○ お取引をいただいたお客様には、お客様のお取引内容およびお取引後の<u>投資信託</u>の残高を記載した「取引残高報告書」を 3 ヶ月（直近に「取引残高報告書」を作成した日から 1 年間、お客様との間で「お取引」が成立していない場合であって、<u>投資信託</u>の残高があるときは、1 年を経過する日）ごとに作成し、<u>交付いたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。</u> 総合取引契約の終了事由 総合取引契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されます。 (1) お客様から、当社の定める方法により「総合取引」解約のお申し出があったとき (2) お客様が、<u>特例を除き</u>非居住者となられたとき (3) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき (4) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき (5) <u>お客様に、当社の業務の運営、維持を妨げる言動、脅迫的な言動または暴力的な行為があったと認められる場合において、当社が解約を申し出たとき</u> (6) <u>お客様が暴力団員、暴力団関係者またはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、一般社団法人投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき</u> (7) <u>お客様の事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、またはお客様より当社が定める確認書類または資料の提出がないとき</u> (8) <u>当社が法令で定める本人確認等を行なうにあたってお客様について確認した事項および当社が定めるお客様等情報または具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき</u> (9) <u>お客様の口座が国内外のマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u> (10) <u>当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき</u> (11) <u>その他やむを得ない事由により、当社がお客様に対し一</u>	約款規定集 総合取引契約に関するご説明 当社が行なう金融商品取引業の内容および方法の概要 当社が行なう金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第 28 条第 4 項の規定に基づく投資運用業であり、<u>「ひふみ投信」</u>の運用指図等および当社が自ら発行する<u>「ひふみ投信」</u>の受益権の募集・分配金の再投資等を行ないます。<u>「ひふみ投信」</u>のお取引は、次の方法により行なわれます。 ○ お取引にあたっては、総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。 ○ お取引は、お客様にご購入代金を当社の指定する銀行口座へお振込みいただき、原則として、お客様にお振込みいただいたお申込代金が、当社の指定する銀行口座に着金したことが確認できた日を申込受付日とします。お申込代金は、<u>毎営業日の 15 時までに</u>お振込みください。 ○ <u>お申込みをされたお取引が成立した場合には</u>、「取引報告書」をお客様に交付します。 ○ お取引をいただいたお客様（<u>受益者</u>）には、お客様のお取引内容およびお取引後の<u>「ひふみ投信」</u>の残高を記載した「取引残高報告書」を 3 ヶ月（直近に「取引残高報告書」を作成した日から 1 年間、お客様との間で「お取引」が成立していない場合であって、<u>「ひふみ投信」</u>の残高があるときは、1 年を経過する日）ごとに作成し、<u>交付します。</u> 総合取引契約の終了事由 総合取引契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されます。 (1) お客様から、当社の定める方法により「総合取引」解約のお申し出があったとき (2) お客様が、非居住者となられたとき (3) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき (4) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき <新設> <新設> <新設> <新設> (5) 当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき <新設>

改正後	改正前
<u>定の猶予期間において解約を申し出た場合</u> 当社の概要 資本金：1 億円（2019 年 7 月 31 日現在） ホームページ：https://www.rheos.jp/ 投資信託受益権振替決済口座管理契約のご説明 （投資信託受益権振替決済口座管理契約の終了事由） （1）お客様から、<u>当社の定める方法により「総合取引」解約のお申し出があったとき</u> （2）<u>お客様が特例を除き非居住者となられたとき</u> （3）<u>お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき</u> （4）<u>法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき</u> （5）<u>お客様に、当社の業務の運営、維持を妨げる言動、脅迫的な言動または暴力的な行為があったと認められる場合において、当社が解約を申し出たとき</u> （6）<u>お客様が暴力団員、暴力団関係者またはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、一般社団法人投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき</u> （7）<u>お客様の事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、またはお客様より当社が定める確認書類または資料の提出がないとき</u> （8）<u>当社が法令で定める本人確認等を行なうにあたってお客様について確認した事項および当社が定めるお客様等情報または具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき</u> （9）<u>お客様の口座が国内外のマナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u> （10）<u>当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき</u> （11）<u>その他やむを得ない事由により、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出た場合</u> 勧誘方針 【連絡先】 当社が直接販売する公募投資信託に関わること連絡は： コミュニケーション・センター03-6266-0123 当社が直接販売する公募投資信託以外の投資信託に関わること連絡は：パートナー営業部 03-6266-0129 投資一任業務/投資助言に関わること連絡は： パートナー営業部代表 03-6266-0124 その他の事項に関わること連絡は： コンプライアンス部 代表 03-6266-0124 レオス・キャピタルワークス総合取引約款 第 1 章総則 （申込方法等） 第 2 条 お客様には、当社所定の申込画面または「総合取引口座申込書」に必要な事項をご入力またはご記入いただいたうえ、<u>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）に規定される当社所定の個人番号確認書類ならびに本人確認書類を添付して、これを当社にご提出いただくことにより、「総合取引」のお申込みをいただくものとします。当社はご提出（データによる提出を含みま</u>	当社の概要 資本金：1 億円（2019 年 1 月 1 日現在） ホームページ：http://www.rheos.jp/ 投資信託受益権振替決済口座管理契約のご説明 （投資信託受益権振替決済口座管理契約の終了事由） （1）お客様から解約のお申し出があった場合 （2）<u>お客様がこの約款に違反した場合</u> （3）<u>当社が定める所定の期間、お客様の振替決済口座に残高がない場合</u> （4）<u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> （5）<u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> （6）<u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> <新設> <新設> <新設> <新設> （7）やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 勧誘方針 【連絡先】 ひふみ投信に関わること連絡は： コミュニケーション・センター03-6266-0123 ひふみ投信以外の投資信託に関わること連絡は： パートナー営業部 03-6266-0129 投資一任業務/投資助言に関わること連絡は： パートナー営業部代表 03-6266-0124 その他の事項に関わること連絡は： コンプライアンス部 代表 03-6266-0124 レオス・キャピタルワークス総合取引約款 第 1 章総則 （申込方法等） 第 2 条 お客様には、当社所定の申込画面または「総合取引口座申込書」に必要な事項をご入力またはご記入いただいたうえ、<u>当社所定の個人番号確認書類ならびに本人確認書類を添付して、これを当社にご提出いただくことにより、「総合取引」のお申込みをいただくものとします。当社はご提出（データによる提出を含みます。以下同じ。）いただいた総合取引申込書の記載内容について、お客様にご連絡する場合がありますので、お客様にはこれに応じていただくものとします。当社が</u>

改正後	改正前
す。以下同じ。) いただいた総合取引申込書の記載内容について、お客様にご連絡する場合がありますので、お客様にはこれにに応じていただくものとします。当社がこれを承諾した場合に限り、総合取引に関する契約が締結されます。なお、当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示しません。 お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、お申込みをお受けできません。 (1) 非居住者の方(所得税法第2条第1項第3号に定める居住者以外の者をいいます。以下同じ。居住者が非居住者になった場合も含みます。) <u>(2) 個人番号確認書類および本人確認書類等をご提出いただけない場合</u> <u>(3) その他、当社が取り決めるところに照らして不適格と判断した場合</u> 2 お客様が<u>当社所定の申込画面</u>を利用された場合または総合取引口座申込書を提出される場合には、次の申込書、届出書を同時にご提出されたことになります。 (1) 「収益分配金再投資申込書」 (2) 「金銭振込先指定申込書」 (3) 「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」(以下「振替決済口座設定申込書」といいます。) (4) 「電子交付サービス申込書兼ひふみ Web サービス申込書」 (5) 「特定口座開設届出書兼特定口座源泉徴収選択届出書兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」 (6) 「目論見書不交付に関する同意書」 (7) 「特定取引を行う者の届出書」 3 お客様が<u>当社所定の申込画面</u>を利用された場合または総合取引口座申込書を提出される場合には、次の書類を同時にご提出されたことになります。 (1) 「告知書」 (2) 「約諾書」 4 「つみたて購入」の取扱いについては、「つみたて購入取扱い規定」に定めるところに基づき、別途お申込みいただきます 5 <u>2017年10月2日13時以降に「総合取引」のお申込みをいただくお客様は、「ひふみ Web サービス」および「電子交付サービス」をお申込みいただきます。</u> (「総合取引」のお申込み) 第4条 お客様には、第2条に定める「総合取引」のお申込み時に、お客様ご本人の真正の氏名、個人番号、住所等をお届けいただくものとします。仮名、借名、気付住所は認められません。 3 お客様には、番号法その他関係法令等の定めに従い、「総合取引」のお申込み時に、お客様の個人番号または法人番号を当社に届け出ていただきます。その際、番号法その他関係法令の規定に従い本人確認を行なわせていただきます。 (法令などの遵守) 第6条 お客様および当社は、金融商品取引法その他関係法令や諸規則を遵守するものとします。 3 お客様は、第8条(6)に定める暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当しないこと、第8条(5)に定める行為を行わないこと、当社に預け入れる資産が「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」に定める「<u>犯罪による収益</u>」に該当しないこと、ならびにマネー・ローンダリングまたはテロ資金供与に関与する者および国内外の経済制裁対象者との取引を行わないことを確約するものとします。 (「総合取引」のご解約および法令等遵守のための資料提出依頼、お取引の制限) 第8条「総合取引」は、次の各号のいずれかに該当したときに解	これを承諾した場合に限り、総合取引に関する契約が締結されます。なお、当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示しません。 お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、お申込みをお受けできません (1) 非居住者の方(所得税法第2条第1項第3号に定める居住者以外の者をいいます。以下同じ。居住者が非居住者になった場合も含みます。) <新設> <u>(2) その他、当社が取り決めるところに照らして不適格と判断した場合</u> 2 お客様が総合取引口座申込書を提出される場合には、次の申込書、届出書を同時にご提出されたことになります。 (1) 「収益分配金再投資申込書」 (2) 「金銭振込先指定申込書」 (3) 「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」(以下「振替決済口座設定申込書」といいます。) (4) 「電子交付サービス申込書兼ひふみ Web サービス申込書」 (5) 「特定口座開設届出書兼特定口座源泉徴収選択届出書兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」 (6) 「目論見書不交付に関する同意書」 (7) 「特定取引を行う者の届出書」 3 お客様が総合取引口座申込書を提出される場合には、次の書類を同時にご提出されたことになります。 (1) 「告知書」 (2) 「約諾書」 4 「つみたて購入」の取扱いについては、「つみたて購入取扱い規定」に定めるところに基づき、別途お申込みいただきます。 5 <u>平成29年10月2日13時以降に「総合取引」のお申込みをいただくお客様は、「ひふみ Web サービス」及び「電子交付サービス」をお申込みいただきます。</u> (「総合取引」のお申込み) 第4条 お客様には、第2条に定める「総合取引」のお申込み時に、お客様ご本人の真正の氏名、個人番号、住所等をお届けいただくものとします。仮名、借名、気付け住所は認められません。 3 お客様には、<u>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」</u>(以下「<u>番号法</u>」)といいます。)その他関係法令等の定めに従い、「総合取引」のお申込み時に、お客様の個人番号または法人番号を当社に届け出ていただきます。その際、番号法その他関係法令の規定に従い本人確認を行なわせていただきます。 (法令などの遵守) 第6条 お客様及び当社は、金融商品取引法その他関係法令や書規則を遵守するものとします。 <新設> (「総合取引」のご解約) 第8条「総合取引」は、次の各号のいずれかに該当したときに解

改正後	改正前
約されるものとします。 (1) お客様から、当社の定める方法により「総合取引」解約のお申し出があったとき (2) お客様が特例を除き非居住者となられたとき (3) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき (5) お客様に、当社の業務の運営、維持を妨げる言動、脅迫的な言動または暴力的な行為があったと認められる場合において、当社が解約を申し出たとき (6) お客様が暴力団員、暴力団関係者またはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、一般社団法人投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき <u>(7) お客様の事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、またはお客様より当社が定める確認書類または資料の提出がないとき</u> <u>(8) 当社が法令で定める本人確認等を行なうにあたってお客様について確認した事項および当社が定めるお客様等情報または具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき</u> <u>(9) お客様の口座が国内外のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u> <u>(10) 当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき</u> <u>(11) その他やむを得ない事由により、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出た場合</u> <u>3 法令等遵守のためお客様等情報の確認および資料の提出、取引の制限等を設ける場合があります。</u> <u>(1) 当社は、お客様（法人のお客様の実質的支配者を含みます。）の職業・地位、事業の内容、国籍もしくは設立地国、取引目的、資産・収入の状況、資金源その他当社が必要と判断した事項（以下「お客様等情報」といいます。）または具体的な取引の内容等に関して、期限を指定して各種確認や当社が信頼に足ると判断する資料の提出を依頼することがあります。</u> <u>(2) お客様から正当な理由なく上記（1）の届け出がない場合、上記（1）の各種確認や資料提出の依頼に対し何ら回答なく指定された期限が経過した場合、その他お客様がこの約款に違反したまたはお客様等情報もしくは具体的な取引の内容等に照らしお客様との取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、入出金を含む取引の一部または全部を制限または停止することがあります。</u> <u>(3) 上記（1）に定める各種確認や資料提出の依頼に対するお客様の回答および提出資料の内容、具体的な取引の内容、お客様の説明内容その他の事情を考慮して、当社が国内外のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入出金を含む取引の一部または全部を制限または停止することがあります。</u> <u>(4) 上記（2）（3）に定めるいずれの取引の制限等についても、お客様からの合理的な説明等にもとづき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合、当社は上記（2）（3）に基づく取引の制限等を解除します。</u> 第2章振替決済口座に関する取扱い <削除> （お客様へのご通知） 第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様	約されるものとします。 (1) お客様から、当社の定める方法により「総合取引」解約のお申し出があったとき (2) お客様が非居住者となられたとき (3) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき (5) お客様に、当社との取引において脅迫的な言動または暴力的な行為があったと認められる場合において、当社が解約を申し出た場合その他やむを得ない理由により、当社が解約を申し出た場合 (6) お客様が暴力団員、暴力団関係者またはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、一般社団法人投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき <新設> <新設> <新設> <新設> (7) 当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> 第2章振替決済口座に関する取扱い 第11条 削除 （お客様へのご通知） 第12条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様

改正後	改正前
にお知らせします。 (１) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。） (２) 収益分配金 (３) 残高照合のための通知 第３章ご購入・ご解約のお申込み （お申込みの受付） 第１２条 「スポット購入」は、お客様から、<u>当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座へお振込みいただき、当社において入金の確認後、お客様から買付けする投資信託の選択をしていただくことで、買付けを行ないます。</u> ２「つみたて購入」は、「つみたて購入取扱い規定」の定めるところに基づきお受けします。 ３解約は、当社所定のお手続きにより、お受けします。 （「目論見書」の交付等） 第１３条 投資信託のご購入のお申込みをいただくときは、あらかじめ、または同時に、契約締結前交付書面を綴じ込んだ、当該投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」（以下「目論見書」といいます。）を交付いたします。また、「目論見書」の交付をもって契約締結前交付書面を交付したとします。 ２ お客様が「目論見書」を受領後、その内容、ファンドに係るリスク、手数料等についてご理解いただいたうえ、お客様ご自身の判断と責任に基づきご購入のお申込みをいただいたことを、当社が定める方法により確認した後、当該ご購入のお申込みをお受けいたします。 （ご本人の確認） 第１４条 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が定める方法により、お客様の本人確認を行ないます。 ２前項の本人確認において、当社がご本人と判断した場合に限り、お客様にはお取引いただけます。 （ご購入） 第１５条 ご購入額は、当社へご入金いただいたご購入のお申込みに係る金銭の額（以下、この約款において、「買付可能額」といいます。）とします。 ２当社は、お客様からご購入のお申込みを受け付けた場合には、「目論見書」に定めるところにより、買付けの手続を取るものとします。ただし、「目論見書」に定める申込不可日には、お申込みはできません。 ３<u>当社へご入金いただいてから一定期間、投資信託の買付けのご注文がなされなかったときは、当社が定める方法により買付可能金額を全額返金する場合があります。</u> （ご解約） 第１６条 ご解約は、お客様に保有いただいている投資信託受益権の残高の範囲内とします。 ２当社は、お客様から解約のお申込みをお受けした場合、「目論見書」に定めるところに基づき、解約の手続を取るものとします。ただし、「目論見書」に定める申込不可日には、ご解約はできません。 ３解約代金から、所定の手数料、税金などを差引いた金額を、お支払いします。ただし、「解約代金」全額を用いて、当該金銭のお支払日にご購入なさるなどの場合はこれに限りません。 第４章金銭のお取扱い （ご入金） 第１７条 ご購入のお申込みに係る金銭は、次の方法により、ご入金いただくものとします。なお、ご入金いただいたとき、<u>当社は口座番号等によりお客様ご自身からのご入金であることを確認することがあります。</u>	にお知らせします。 (１) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。） (２) 収益分配金 (３) 残高照合のための通知 第３章ご購入・ご解約のお申込み （お申込みの受付） 第１３条 「振込」購入（当社の指定する銀行口座にお申込代金をお振込みいただくことによるご購入方法をいいます。お電話によるお申込みのみでは、「振込」購入とはなりません。）は、お客様から、当社の指定する銀行口座へお振込みいただき、当社において入金の確認後、投資信託の買付けを行ないます。 ２「つみたて購入」は、「つみたて購入取扱い規定」の定めるところに基づきお受けします。 ３解約は、当社所定のお手続きにより、お受けします （「目論見書」の交付等） 第１４条 投資信託のご購入のお申込みをいただくときは、あらかじめ、または同時に、契約締結前交付書面を綴じ込んだ、当該投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」（以下「目論見書」といいます。）を交付いたします。また、「目論見書」の交付をもって契約締結前交付書面を交付したとします。 ２ お客様が「目論見書」を受領後、その内容、ファンドに係るリスク、手数料等についてご理解いただいたうえ、お客様ご自身の判断と責任に基づきご購入のお申込みをいただいたことを、当社が定める方法により確認した後、当該ご購入のお申込みをお受けいたします。 （ご本人の確認） 第１５条 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が定める方法により、お客様の本人確認を行ないます。 ２前項の本人確認において、当社がご本人と判断した場合に限り、お客様にはお取引いただけます。 （ご購入） 第１６条 ご購入額は、当社へご入金いただいたご購入のお申込みに係る金銭の額（以下、この約款において、「買付可能額」といいます。）とします。 ２当社は、お客様からご購入のお申込みを受け付けた場合には、「目論見書」に定めるところにより、買付けの手続を取るものとします。ただし、「目論見書」に定める申込不可日には、お申込みはできません。 <新設> （ご解約） 第１７条 ご解約は、お客様に保有いただいている投資信託受益権の残高の範囲内とします。 ２当社は、お客様から解約のお申込みをお受けした場合、「目論見書」に定めるところに基づき、解約の手続を取るものとします。ただし、「目論見書」に定める申込不可日には、ご解約はできません。 ３解約代金から、所定の手数料、税金などを差引いた金額を、お支払いします。但し、「解約代金」全額を用いて、当該金銭のお支払日にご購入なさるなどの場合はこれに限りません。 第４章金銭のお取扱い （ご入金） 第１８条 ご購入のお申込みに係る金銭は、次の方法により、ご入金いただくものとします。

改正後	改正前
(1)「<u>スポット購入</u>」の場合においては、「総合取引口座」の開 設後、当社の指定する銀行口座へのお振込みによるご入金 (2)「<u>つみたて購入</u>」の場合においては、「つみたて購入取扱い 規定」に基づき、お客様にあらかじめお届けいただいた金融機 関口座から当社が指定した収納代行会社が引落しすることによ るご入金 (3)「<u>解約代金</u>」を全額用いるご入金（当該金額のお支払日に 購入する場合に限る） 2 前項第1号に係る振込手数料は、お客様にご負担いただきま す。 （お支払い） 第18条 お客様への「解約代金」等は、当社に「総合取引」を お申込みいただく際、「金銭の振込先の指定についての規定」 の定めるところによりお届けいただいた金融機関口座（以下 「振込先指定口座」といいます。）へ、当該金銭のお支払日 に、お支払いすべき金額の全額を、振り込むことによってお支 払いいたします。ただし、「解約代金」全額を用いて、当該金 銭のお支払日にご購入なさるなどの場合はこれに限りません。 （金銭の保全について） 第19条 当社は、お客様からお預かりする金銭（お客様の権利 に帰する金銭のうち、買付前のお申込代金およびお客様にお支 払いする前の解約代金、収益分配金、償還金等）またはその相 当額について、顧客分別金として、本邦における信託会社また は信託業務を営む金融機関と信託契約を締結したうえ、法令諸 規則の定めるところに則して、信託を行なうものとします。 （金銭に係る付利） 第20条 当社は、お客様の権利に帰する金銭に対して、いか なる名目によっても利子をお支払いしません。 第5章報告・連絡 （取引報告書） 第21条 当社は、お申込みいただいたご購入またはご解約に係 る取引が成立したときは、遅滞なく契約締結時交付書面として、 「取引報告書」をお客様に交付します（郵送または電磁的方法に よる場合を含みます。）。 （取引残高報告書） 第22条 当社は、法令諸規則の定めるところに基づき、お客様 のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引 残高報告書」を3ヵ月（直近に取引残高報告書を作成した日から 1年間、お取引がない場合、またはお取引があっても受渡しが完 了していない場合であって、投資信託の残高があるときは、当該 日から1年を経過する日）ごとに交付いたします（郵送または電 磁的方法による場合を含みます。）。 2「取引残高報告書」を交付した後、15日以内にお問い合わせ などのご連絡がなかったときは、当社は、その記載事項すべてに ついてご承認いただいたものとさせていただきますので、「取引 残高報告書」をお受け取りいただいた場合には、すみやかにその 内容をご確認ください。 （周知事項） 第23条 当社からの周知事項については、当社ホームページま たはインターネット上の会員画面内のお知らせへの掲載等、当 社所定の方法によりご連絡いたします。 （お問い合わせ） 第24条 当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な 点等がある場合には、すみやかに当社コミュニケーション・セ ンターもしくはコンプライアンス部へ直接ご照会ください。	(1)「<u>振込</u>」購入の場合においては、「総合取引口座」の開 設後、当社の指定する銀行口座へのお振込みによるご入金 (2)「<u>つみたて購入</u>」の場合においては、「つみたて購入取 扱い規定」に基づき、お客様にあらかじめお届けいただいた 金融機関口座から当社が指定した収納代行会社が引落しする ことによるご入金 (3)「<u>解約代金</u>」を全額用いるご入金（当該金額のお支払日 に購入する場合に限る） 2 前項第1号に係る振込手数料は、お客様にご負担いただきま す。 （お支払い） 第19条 お客様への「解約代金」等は、当社に「総合取引」を お申込みいただく際、「金銭の振込先の指定についての規定」 の定めるところによりお届けいただいた金融機関口座（以下 「振込先指定口座」といいます。）へ、当該金銭のお支払日 に、お支払いすべき金額の全額を、振り込むことによってお支 払いいたします。但し、「解約代金」全額を用いて、当該金銭 のお支払日にご購入なさるなどの場合はこれに限りません。 （金銭の保全について） 第20条 当社は、お客様からお預かりする金銭（お客様の権利 に帰する金銭のうち、買付前のお申込代金およびお客様にお支 払いする前の解約代金、収益分配金、償還金等）またはその相 当額について、顧客分別金として、本邦における信託会社また は信託業務を営む金融機関と信託契約を締結したうえ、法令諸 規則の定めるところに則して、信託を行なうものとします。 （金銭に係る付利） 第21条 当社は、お客様の権利に帰する金銭に対して、いか なる名目によっても利子をお支払いしません。 第5章報告・連絡 （取引報告書） 第22条 当社は、お申込みいただいたご購入またはご解約に係 る取引が成立したときは、遅滞なく契約締結時交付書面として、 「取引報告書」をお客様に交付します。 （取引残高報告書） 第23条 当社は、法令諸規則の定めるところに基づき、お客様 のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引 残高報告書」を3ヵ月（直近に取引残高報告書を作成した日から 1年間、お取引がない場合、またはお取引があっても受渡しが完 了していない場合であって、投資信託の残高があるときは、当該 日から1年を経過する日）ごとに交付いたします。 2「取引残高報告書」を交付した後、30日以内にお問い合わせ などのご連絡がなかったときは、当社は、その記載事項すべてに ついてご承認いただいたものとさせていただきますので、「取引 残高報告書」をお受け取りいただいた場合には、すみやかにその 内容をご確認ください <新設> （お問い合わせ） 第24条 当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な 点等がある場合には、すみやかに「<u>レオス・キャピタルワーク ス株式会社</u>コミュニケーション・センターもしくはコンプライ アンス部」へ直接ご照会ください。

改正後	改正前
第6章雑則 (免責事項) 第25条 当社は、次の各号に該当した場合にお客様に生じた損害については、その責任を負いません。 (1) お客様ご自身が入力またはご記入したか否かにかかわらず、「ひふみ Web サービス規定」第6条第1項に定める本人認証その他当社が定める方法に基づき、お客様ご本人からのお申込みであると判断し、当社が「お取引」を受け付けたとき、または金銭をお支払いしたとき (2) 「電話取引」において、当社が定める方法に基づき、お客様ご本人からのお申込みであると判断し、当社が「お取引」を受け付けたとき、または金銭をお支払いしたとき (3) また、前号(1)および(2)に定めるところに基づき、お客様ご本人と相違すると当社が判断し、「お取引」を受け付けなかったとき、または金銭のお支払いをしなかったとき (4) 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、「総合取引約款」に定める「お取引」の実行、金銭の授受または投資信託受益権の「口座管理機関」(後掲、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」をご参照ください。)への預託の遅延または不能の場合 (5) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピューターシステム(ソフト・ハード)などの障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等によって生じた伝達遅延、不能、誤作動その他の一切の不具合によって生じた損害。ただし、当社の責に帰す場合には、この限りではありません。 (6) お客様からの「お取引」のお申込みが、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵などにより実行されなかったとき (7) 第8条に基づき、当社が取引の制限等または口座の解約もしくは廃止等の措置をとったことにより生じた損害	第6章雑則 (免責事項) 第25条 当社は、次の各号に該当した場合にお客様に生じた損害については、その責任を負いません。 (1) お客様ご自身が入力またはご記入したか否かにかかわらず、「ひふみ Web サービス規定」第6条第1項に定める本人認証その他当社が定める方法に基づき、お客様ご本人からのお申込みであると判断し、当社が「お取引」を受け付けたとき、または金銭をお支払いしたとき (2) 「電話取引」において、当社が定める方法に基づき、お客様ご本人からのお申込みであると判断し、当社が「お取引」を受け付けたとき、または金銭をお支払いしたとき (3) また、前号(1)および(2)に定めるところに基づき、お客様ご本人と相違すると当社が判断し、「お取引」を受け付けなかったとき、または金銭のお支払いをしなかったとき (4) 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、「総合取引約款」に定める「お取引」の実行、金銭の授受または投資信託受益権の「口座管理機関」(後掲、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」をご参照ください。)への預託の遅延または不能の場合 (5) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピューターシステム(ソフト・ハード)などの障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等によって生じた伝達遅延、不能、誤作動その他の一切の不具合によって生じた損害。ただし、当社の責に帰す場合には、この限りではありません。 (6) お客様からの「お取引」のお申込みが、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵などにより実行されなかったとき <新設>
金銭の振込先の指定についての規定 (「金銭の振込先の指定」) 第1条 「金銭の振込先の指定」とは、お客様に帰する投資信託の「解約代金」および一定期間後の買付金等、当社がお客様にお支払いする金銭(以下、この規定において「金銭」といいます。))をお客様からあらかじめ指定いただいた「振込先指定口座」に振り込む方法をいいます。 (お申込み) 第3条 お客様には、「総合取引」のお申込時に、<u>インターネット上または当社所定の「総合取引口座申込書」</u>により、「金銭の振込先の指定」のお申込みおよび「振込先指定口座」のお届けをいただきます。 つみたて購入取扱い規定 (お申込み) 第3条 お客様には、次の各号すべてに該当する場合に「つみたて購入」をご利用いただけます。 (1) お客様が、当社の「総合取引口座」を開設済みであること (2) お客様に、当社所定の申込画面または「つみたて購入申込書」に必要事項をご入力またはご記入いただいたうえ、お申込みいただき、当社がこれを承諾した場合 2 「つみたて購入」のお申込みと同時に、口座振替受付画面または「預金口座振替依頼書」により、「指定金融機関」をお届けいただきます。 <削除>	金銭の振込先の指定についての規定 (「金銭の振込先の指定」) 第1条 「金銭の振込先の指定」とは、お客様に帰する投資信託の「解約代金」等、当社がお客様にお支払いする金銭(以下、この規定において「金銭」といいます。))をお客様からあらかじめ指定いただいた「振込先指定口座」に振り込む方法をいいます。 (お申込み) 第3条 お客様には、「総合取引」のお申込時に、当社所定の「総合取引口座申込書」により、「金銭の振込先の指定」のお申込みおよび「振込先指定口座」のお届けをいただきます。 つみたて購入取扱い規定 (お申込み) 第3条 お客様には、次の各号すべてに該当する場合に「つみたて購入」をご利用いただけます。 (1) お客様が、当社の「総合取引口座」を開設済みであること (2) お客様に、当社所定の申込画面または「つみたて購入申込書」に必要事項をご入力またはご記入いただいたうえ、お申込みいただき、当社がこれを承諾した場合 2 「つみたて購入」のお申込みと同時に、口座振替受付画面または「預金口座振替依頼書」により、「指定金融機関」をお届けいただきます。 <u>3 「預金口座振替依頼書」の印鑑は、「指定金融機関」へのお客様のお届印とします。なお、指定可能な金融機関は、当社が指定する「収納代行会社」において引落可能な金融機関とします</u>

改正後	改正前
3 お客様は、一定額の積立金額（以下、この規定において、「払込金」といい、「引落金額」という場合があります。）を指定して、お申込みを行なっていただくものとします。なお、各「取扱銘柄」の「払込金」の額は、当社が定める金額以上1円の整数倍の金額とします。 （お買付け） 第7条 収納代行業者を通じた「払込金」の振替が行なわれる「指定日」から起算して5営業日目（当該日がファンド休業日の場合には、その後に到来する最も近い非ファンド休業日とします。）をお申込受付日として、その翌営業日の基準価額で買付けを行ないます。 2 「払込金」の引落しができなかった場合には、買付けをいたしません。 （お申込内容の変更・休止） 第8条 お客様の「つみたて購入」のお申込内容の変更および払込みの休止等は、当社の所定の手続によってお申し出いただきます。なお、当社が指定する日についてはホームページ等でご案内いたします。 2 「払込金」の変更および休止は、当社が指定する日までにお受けした場合、当社が指定する月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。 3 「指定金融機関」の変更は、当社が指定する日までにお受けした場合、当社が指定する月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。 （「つみたて購入」のご解約） 第11条 「つみたて購入」は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約するものとします。 （1）「総合取引約款」に基づく「総合取引」が解約されたとき （2）3ヵ月以上連続してお買付けが行なわれず、当社が解約することが相当であると認めたとき （3）お客様について相続の開始があったことを当社が知ったとき （4）当社が「つみたて購入」を営むことができなくなったとき （5）やむを得ない事由により、当社が「つみたて購入」の解約を申し出たとき 2 当社が指定する日までに解約のお申込みをお受けした場合には、当社が指定する月の指定日の引落しは行ないません。なお、当社が指定する日についてはホームページ等でご案内いたします。 投資信託受益権振替決済口座管理約款 （お客様への連絡事項） 第8条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。 （1）償還期限（償還期限がある場合に限りです。） （2）残高照合のための報告 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上、ご通知します。また、当社が法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行なうことをもって当該報告に代えるものとします。その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社コミュニケーション・センターまたはコンプライアンス部に直接ご連絡ください。 （お届出事項の変更手続） 第9条 氏名、住所の変更など、「振替決済口座設定申込書」により当社へお届けいただいた事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により、お客様には遅滞なくお届けいただくものとします。	4 お客様は、一定額の積立金額（以下、この規定において、「払込金」といい、「引落金額」という場合があります。）を指定して、お申込みを行なっていただくものとします。なお、各「取扱銘柄」の「払込金」の額は、当社が定める金額以上1円の整数倍の金額とします。 （お買付け） 第7条 収納代行業者を通じた「払込金」の振替が行なわれる「指定日」から起算して5営業日目をお申込受付日として、その翌営業日の基準価額で買付けを行ないます。 2 「払込金」の引落しができなかった場合には、買付けをいたしません。 （お申込内容の変更・休止） 第8条 お客様の「つみたて購入」のお申込内容の変更および払込みの休止等は、当社の所定の手続によってお申し出いただきます。 2 「指定銘柄」、「払込金」の変更および休止は、当社が毎月15日（休日の場合には、その前営業日）までにお受けした場合、翌月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。 3 「指定金融機関」の変更は、当社が毎月20日（休日の場合にはその前営業日）までにお受けした場合、翌々月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。 （「つみたて購入」のご解約） 第11条 「つみたて購入」は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約するものとします。 （1）「総合取引約款」に基づく「総合取引」が解約されたとき （2）3ヵ月以上連続してお買付けが行なわれず、当社が解約することが相当であると認めたとき （3）お客様について相続の開始があったことを当社が知ったとき （4）当社が「つみたて購入」を営むことができなくなったとき （5）やむを得ない事由により、当社が「つみたて購入」の解約を申し出たとき 2 当社が、毎月15日（休日の場合には、その前営業日）までに解約のお申込みをお受けした場合には、翌月の指定日の引落しは行ないません。 投資信託受益権振替決済口座管理約款 （お客様への連絡事項） 第8条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。 （1）償還期限（償還期限がある場合に限りです。） （2）残高照合のための報告 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上、ご通知します。また、当社が法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行なうことをもって当該報告に代えるものとします。その内容にご不審の点があるときは、すみやかに「レオス・キャピタルワークス株式会社コンプライアンス部」に直接ご連絡ください。 （お届出事項の変更手続） 第9条 氏名、住所の変更など、「振替決済口座設定申込書」により当社へお届けいただいた事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により、お客様には遅滞なくお届けいただくものとします。

改正後	改正前
ものとします。この場合、<u>当社所定の変更届に記載されている本人確認書類をご提出いただくことがあります。</u> (解約等) 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続をお取りいただきます。 (1) お客様から、<u>当社の定める方法により「総合取引」解約のお申し出があったとき</u> (2) お客様が特例を除き非居住者となられたとき (3) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、<u>一定期間経過したとき</u> (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき (5) お客様に、当社の業務の運営、維持を妨げる言動、脅迫的な言動または暴力的な行為があったと認められる場合において、当社が解約を申し出たとき (6) お客様が暴力団員、暴力団関係者またはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、一般社団法人投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき (7) お客様の事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、またはお客様より当社が定める確認書類または資料の提出がないとき (8) 当社が法令で定める本人確認等を行なうにあたってお客様について確認した事項および当社が定めるお客様等情報または具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき (9) お客様の口座が国内外のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき (10) 当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき (11) その他やむを得ない事由により、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出た場合 2 前項による投資信託受益権の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただく場合があります。 特定口座約款 (特定口座年間取引報告書の送付) 第13条 当社は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、特定口座を開設いただいたお客様に交付します。<u>(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)</u>。なお、法の定めるところにより、その年中に取引等（譲渡等及び配当等の受入れ）のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付を行ないません。ただし、お客様からご請求があった場合にはこの限りではありません。 また、第15条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。 非課税上場株式等管理に関する約款 (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14	とします。この場合、<u>「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の本人確認書類をご提出いただくことがあります。</u> (解約等) 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続をお取りいただきます。 (1) お客様から「総合取引」解約のお申し出があった場合 (2) お客様がこの約款に違反したとき (3) 当社が定める所定の期間、お客様の振替決済口座に残高がない場合 (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき 2 前項による投資信託受益権の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただく場合があります。 特定口座約款 (特定口座年間取引報告書の送付) 第13条 当社は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、特定口座を開設いただいたお客様に交付します。なお、法の定めるところにより、その年中に取引等（譲渡等及び配当等の受入れ）のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付を行ないません。ただし、お客様からご請求があった場合にはこの限りではありません。また、第15条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します 非課税上場株式等管理に関する約款 (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項

改正後	改正前
第5項第1号、第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り。）、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）又は「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は<u>租税特別措置法</u>第18条の15の3第21項において準用する<u>租税特別措置法</u>第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 7 <u>2017</u>年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に<u>2017</u>年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。 （非課税管理勘定の設定） 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014</u>年から<u>2023</u>年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知	第1号、第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、<u>平成30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り。）、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）又は「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当社に対して<u>同法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法<u>施行規則</u>第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法 第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日 から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日 までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 7 <u>平成29</u>年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に<u>平成29</u>年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、<u>平成30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。 （非課税管理勘定の設定） 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成26</u>年から<u>平成35</u>年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通

改正後	改正前
書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 （累積投資勘定の設定） 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 （非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録され、又は当該営業所に保管の委託がされているものに限り、<u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）</u>のみを受け入れます。 （累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、</u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの ②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等 （非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含	知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 （累積投資勘定の設定） 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 （非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録され、又は当該営業所に保管の委託がされているものに限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）</u>のみを受け入れます。 （累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り</u>ます。）のみを受け入れます。 ①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの ②租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等 （非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含

改正後	改正前
みます。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当社は、当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （非課税管理勘定終了時の取扱い） 第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u> （累積投資勘定終了時の取扱い） 第 8 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u> ①お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が指定する日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管 ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 （累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 第 9 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に	みます。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当社は、当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （非課税管理勘定終了時の取扱い） 第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 （累積投資勘定終了時の取扱い） 第 8 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が指定する日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管 ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 （累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 第 9 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に

改正後	改正前
記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u> ①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合お客様が当該書類に記載した氏名及び住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（<u>第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。</u>）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 （非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） 第9条の2 お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日までに、当社に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」をご提出いただく必要があります。 3 <u>2024年</u>1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に<u>2023年</u>分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りします。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 （非課税口座取引である旨の明示） 第10条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を、<u>非課税口座で受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当社に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</u>	記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。 ①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合お客様が当該書類に記載した氏名及び住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 （非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） 第9条の2 お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日までに、当社に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」をご提出いただく必要があります。<u>この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。</u> 3 <u>平成36年</u>1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に<u>平成35年</u>分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りします。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 （非課税口座取引または課税口座取引である旨の明示） 第10条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。<u>なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りします。）。ただし、「つみたて購入」により取得した上場株式等については第5条の規定に従い非課税口座に受け入れるものとします。</u>

改正後	改正前
2 「つみたて購入」については、お客様がつみたて購入契約時に受け入れ口座区分を選択していない場合、取得した上場株式等については優先的に非課税口座に受け入れるものとします。 3 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。 <削除> (契約の解除) 第11条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ②租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日） ③租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥お客様が総合取引口座を解約した場合 ⑦やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 (合意管轄) 第12条 お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 (2019年9月16日)	<新設> 2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。 3 第1項にかかわらず、2017年12月27日15時以降は、お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を特定口座又は一般口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して特定口座又は一般口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。 なお、お客様から特にお申出がない場合は、第5条又は第5条の2の規定に従い非課税口座に受け入れるものとします（ただし、第5条又は第5条の2の規定に従い非課税口座に受け入れることができない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。） (契約の解除) 第11条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 <新設> ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ お客様が 総合取引口座を解約した場合 ⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 (合意管轄) 第12条 お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 (2019年4月1日)

その他、文字の書式など形式的な変更は新旧対照表に含めません。

以上